

「新型コロナウイルス感染症対策ダイビング事業者向けガイドライン」 適合施設チェックリスト

1. 感染防止対策の基本（三つの密を回避）

- 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を、各自スマートフォンにインストールして利用している。
- 各店舗等においては、各地域通知サービスの登録を行い、その旨を事前に来場者等に周知している。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」（下記参照）が該当するところでは、特に重点を置いた対策を実施している。

（1）施設への入場制限

- 以下に該当する従業員の勤務を禁止し、利用者の入場を制限している。
 - * 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある
 - * 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - * 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く
 - * 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - * 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - * 入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある
 - * 嗅覚・味覚に異常を感じる
 - * その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある

- 利用者の氏名及び連絡先を把握している。

（2）人と人との距離の維持

- 人と人とは接する際の距離は最低1メートル以上、できるだけ2メートルを確保するようにしている。
- 休憩室やトイレ等混雑が予想される場合には、同時に使用できる人数等を必要に応じ制限し、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行っている。整列をさせる場合には、列にマークを付ける等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促している。
- 受付等の人と人とは対面する場所では、透明なビニールカーテン等を設置し三密の回避と身体的距離を確保している。

(3) こまめな手洗い及びマスクなどの着用

- 施設の入口に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、従業員・利用者共に施設に入場する場合には、それによって手指の消毒をしている。アルコール過敏症の人については、同等の代替手段の提供をしている（洗面所に誘導して石鹸による手洗いを行う等）。
- 施設内においては、従業員・利用者共に、常時鼻と口を完全に覆う、適切なマスク等を着用している。マスク等の着用のない者は施設への入場を制限している。

(4) 施設の換気

- 施設内の適切な換気を行っている。常時一定の換気を確保すると共に、時間を決めて室内の空気を完全に入れ替えるような全換気をしている。（目安は1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上。）
- 乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿している。

(5) 施設の消毒

- 施設内の適切な消毒（除菌）を行っている。
- ドアやテーブルなど複数の人の手が触れる場所は頻回に行い、その他の場所についてももれなく行っている。

(6) 利用者への注意喚起

- 施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来場自粛をウェブサイトや掲示でお客様へ呼びかけ、実行の徹底を強く求めている。

2. 場内衛生確保、感染防止対処

- お客さまやスタッフが手に触れるであろう設備を確認し、スタッフによる消毒と清掃を徹底している。
- クラスタを作らないために、予約制の徹底により、可能な範囲で店内の人数を制限した運営を行っている。

1) 店舗全般

- 基本的な感染症対策（手洗いやマスク着用及び咳エチケットなど）を徹底している。
- 新型コロナウイルス感染可能性の症状がある者（1.（1）に列挙されているような場合）の勤務を禁止し、利用者の入場を制限している。
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置している。
- スタッフ、お客様共にマスク等をしている。また、マスク等を着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応を行っている。
- 長時間の対面接客は避け、会話は最低1メートル以上（できれば2メートル）の距離をとって行っている。
- 店内を常時またはこまめに換気している。
- 適宜、施設の消毒（ドアやテーブルなど複数の人の手が触れる場所）をしている。

- 支払いに際して、可能な限り電子決済を推奨している。
- 2) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）
 - 便器内は通常の清掃を行っている。
 - 不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行っている。
 - トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。
 - ハンドドライヤーは止め、備え付けのペーパータオルや個人用のハンカチの利用を促している。
- 3) 休憩スペース、喫煙所（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）
 - 一度に休憩する人数を制限し、従業員同士の距離をできるだけ離している。（最低 1 メートル以上、できれば 2 メートル）
 - 飲食が行われるエリアでは、いすを間引くなどして十分な間隔が確保された座席配置をし、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置している。
 - 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限している。
 - 休憩スペースは、常時換気するようにしている。
 - 共有する物品（テーブル、イスなど）を定期的に消毒している。
 - スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをしている。
- 4) 更衣室
 - 一度に利用する人数を制限し、一人あたりの利用時間を可能な限り短くしている。また、従業員同士の距離をできるだけ離している。（最低 1 メートル以上、できれば 2 メートル）
 - 着替え等でマスクを外す際は会話を控えている。またマスクを着用している場合であっても、会話は短く切り上げるようにしている。
 - 更衣室は、常時またはこまめに換気している。
 - 共有する物品（テーブル、イスなど）を定期的に消毒している。
 - スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをしている。
- 5) クラスルーム
 - 受講生同士の間隔を最低 1 メートル（できれば 2 メートル）確保している。
 - 適切な環境の保持（こまめな換気、温度、湿度の管理等）をしている。
 - インストラクター、受講生共にマスク等を着用している。
 - アルコール消毒液を設置している。
 - テーブルやイスなど、不特定多数が触れる環境表面を消毒している。
 - スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをしている。
- 6) ダイビングボート
 - 利用するダイバー同士が最低 1 メートル以上、できれば 2 メートル離れることができるよう乗員数を制限している。
 - 大声で話さないようにしている。
 - 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒している。

- 対面で飲食や会話をしないようにしている。
 - 手や口が触れるようなもの（コップなど）は、適切に洗浄消毒している。
 - 船室内は常時またはこまめに換気している。
- 7) 送迎車
- 使用前、使用後にドアやイスなど接触する場所の清拭消毒をしている。
 - 乗車前に手指の消毒をしている。
 - 移動中は窓を開けて換気している。
 - スタッフ、お客様共にマスク等を着用している。またマスク等を着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい。
 - 密にならないよう、乗車人数を制限している。
- 8) 器材の洗い場
- お客様が共用の水槽に器材を浸けることを避け、流水で洗う、もしくは持ち帰って洗うことを推奨している。
- 9) ゴミの廃棄
- 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛るようにしている。
 - ゴミを回収する人は、マスク等や手袋を着用している。
 - マスク等や手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗っている。
- 10) 清掃・消毒
- 適切な洗浄剤や漂白剤を用いての清掃に努めている。
 - 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒している。
 - 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行っている。
- 11) ダイビングで使用する器材
- レンタル器材のうち、直接口を付ける部分（マスク、スノーケル、レギュレーター、BC、オクトパスなどの各マウスピース部分）は、お客様が使用するたびに各器材メーカーが推奨する薬剤もしくは家庭用洗剤等を用いて洗浄し、乾燥させている。
 - レンタル器材のうち、皮膚への接触のあるもの（ウェットスーツ、ブーツなど）は、水洗いし、乾燥させている
3. スタッフの健康管理／処遇
- スタッフ全員の就業前の体調チェックをしている。
 - 1.（1）の項目に該当するスタッフは出勤停止している。
 - スタッフの家族など、同居者に感染者や感染者の接触があることが判明した場合は出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握している。
 - 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、利用者などの名簿を適切に管理している。

- 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や、従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施している。抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上を承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施している。
- 感染者と特定されていなくても、発熱、倦怠感、風邪症状などの体調不良を認める場合には勤務をせず、自宅で健康管理、もしくはかかりつけ医を受診することに留意している。

4. 感染者が発生した場合の対処

- 感染拡大の恐れがあるため速やかに休業を行い、保健所と対応にあたる
 - ①即時に保健所へ報告（求められる情報の速やかな開示）。
 - ②保健所の指示に従った上で、早い段階で休業を決定し、関係者への周知の徹底。
 - ③自社内だけでなく行政に対する関係者リスト提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順などを事前に具体化。

5. その他、サービスの提供にあたり

- 各ダイビング教育機関が用意するEラーニングの使用を推奨している。
- オンラインミーティングシステムを活用した知識の学習を推奨している。
- 1.（1）の項目に該当するお客様の参加を断っている。
- 現地集合、現地解散を推奨している。（移動の車輛を利用する場合、車内での対人距離の確保、正しいマスク着用、会話の自粛、換気、消毒等の徹底をしている。）
- 器材は極力、お客様ご自身のものを使うことを推奨している。
- ブリーフィングなど、会話する際は最低1メートル以上（できれば2メートル）の間隔をとり、可能な限り対面を避けている。
- インストラクター、受講生共にマスク等を着用している。
- お客様同士が密にならないよう努めている。
- インストラクターの健康チェックを強化している。